

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	鳥取市 予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和1年11月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るために対象者を把握し、定期接種、臨時接種を実施する。 特定個人情報は、以下の予防接種事務において、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い取り扱う。 1 予防接種対象者の確認・通知 2 予防接種勧奨通知の送付 3 予防接種歴を登録、管理 4 予防接種済証明書の発行 5 予防接種による健康被害の救済措置に関する事務 6 その他上記に関連する事務
③システムの名称	住民健康管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバ)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1 宛名特定個人情報ファイル 2 予防接種特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 別表第一 第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2 の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19 の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第12条の2 (情報照会の根拠) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	鳥取市 健康子ども部中央保健センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 Tel0857-20-3121

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

鳥取市 健康こども部中央保健センター
〒680-0845 鳥取県鳥取市富安二丁目104番地2 TEL0857-20-3191

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月5日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2 の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19 の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2 の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19 の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報照会の根拠) 第13条	事後	
平成28年12月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒680-8571	〒680-0845	事後	
平成28年12月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年5月31日時点	平成28年8月1日時点	事後	
平成28年12月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年5月31日時点	平成28年8月1日時点	事後	
平成29年12月22日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2 の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19 の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報照会の根拠) 第13条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2 の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19 の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第12条の2 (情報照会の根拠) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	鳥取市 福祉保健部健康・子育て推進局 中央保健センター	鳥取市 健康こども部中央保健センター	事後	
平成29年12月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	所長 野際章人	所長 下田 俊介	事後	
平成29年12月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	鳥取市 福祉保健部健康・子育て推進局 中央保健センター 〒680-0845 鳥取県鳥取市富安二丁目104番地2 TEL0857-20-3191	鳥取市 健康こども部中央保健センター 〒680-0845 鳥取県鳥取市富安二丁目104番地2 TEL0857-20-3191	事後	
平成29年12月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年8月1日時点	平成29年10月2日時点	事後	
平成29年12月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年8月1日時点	平成29年10月2日時点	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	所長 下田 俊介	所長	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報/7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求/請求先	鳥取市 総務部総務課情報公開係 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL 0857-20-3104	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL 0857-20-3121	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年10月2日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年10月2日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和1年5月24日	IV リスク対策	-	(新規追加項目)		
令和1年11月5日	I 関連情報/7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求/請求先	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL 0857-20-3121	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121	事後	鳥取市役所庁舎移転に伴い、鳥取市役所の位置を定める条例(平成26年鳥取市条例第45号)が令和元年10月1日に施行され、同年11月5日に全面開庁されたことに伴う変更